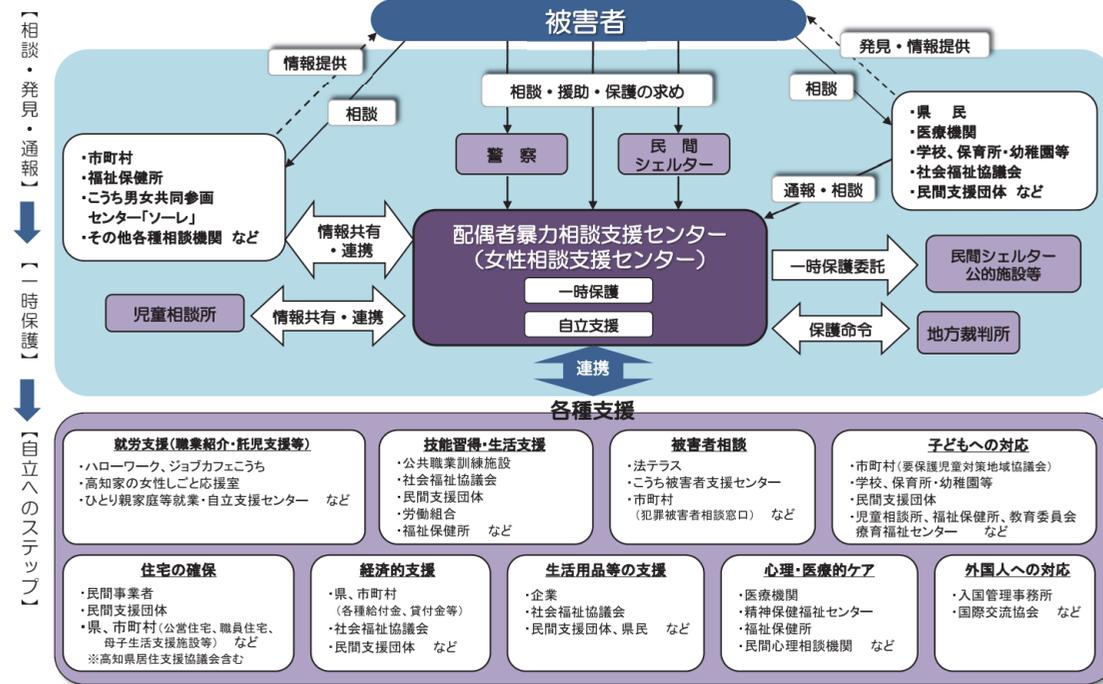


# 第3次 高知県DV被害者支援計画



平成29年3月  
高知県

## DV被害者支援の流れ（連携図）



【相談・発見・通報】  
↓  
【一時保護】  
↓  
【自立へのステップ】

## Ⅱ 教育と普及啓発のさらなる強化

DV問題の解決のために、若年層に対する予防教育を強化するとともに、人権教育やDV防止の意識啓発を推進します。また、経済団体や福祉・医療分野の各団体等と連携し、職場を通じた啓発や相談窓口の周知等を図ります。

### ●若者に対するデートDVの予防の強化

デートDVは、将来的にDVにつながる危険性をはらんでいることから、中高生、大学生及び保護者を対象とした授業や研修の実施等に取り組みます。

### ●生涯にわたる人権教育の実施と広報啓発の強化

それぞれの年齢に応じた人権教育を行うとともに、地域や職場等でのDV防止に向けた研修の実施や相談窓口の周知を働きかけます。また、広報紙やホームページ、テレビ・ラジオ等の多様な広報媒体を活用して、DVを許さない社会づくりに努めます。

恋人同士の間柄で行われる「デートDV」でも、将来にわたる深刻な問題を引き起こします。

## Ⅲ 暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実

DVのある家庭で育った子どもは、心身ともに深く傷つき、人格形成や人間関係づくりにおいて深刻な影響を受けていることがあります。子どもの人格と権利を尊重するとともに、暴力の連鎖を断つために、地域や学校、家庭における子どものケアを充実させます。

### ●関係機関の連携による見守りと育児支援の実施

子どもに直接暴力を振るうほか、子どもの前で配偶者等に暴力行為を行う「面前DV」も児童虐待に当たります。

要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員の他、学校・保育所・幼稚園等を中心とした関係機関・関係者が連携して、子どもの成長の見守りや支援を行うとともに、発達障害等が疑われるケースがあれば、療育福祉センター等の専門機関と連携して適切な対応につなげます。

### ●子どもの健やかな成長の見守り

学級担任はもちろんのこと、養護教諭やスクールカウンセラー等による学校でのケアに加え、スクールソーシャルワーカー等が家庭への支援を行うとともに、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりに努めます。

## Ⅳ 一時保護所退所後のフォローアップの強化

一時保護所入所時からの継続した見守りや心のケア等のフォローアップを行う他、関係機関と連携したきめ細かな就労支援等を行い、DV被害者の自立に向けた支援を強化します。

### ●自立支援担当職員（生活サポーター）による継続的支援の実施

一時保護所入所時から生活サポーターが被害者に寄り添って、就労支援等、退所後の自立に向けての支援を行います。退所後も家庭訪問等により状況を把握し、必要に応じ各種手続への同行支援等を行います。

### ●心の傷からの回復に向けた支援

心理ケア担当職員による個別カウンセリング等により、心の傷からの回復を目指します。退所後も継続したケアが必要な被害者に対しては、専門機関によるカウンセリング等を行います。

一時保護所の入所時から退所後まで、自立に向けて、被害者に寄り添った支援を行います。

## DVについての主な相談機関

### ◎配偶者暴力相談支援センター（高知県女性相談支援センター）

電話番号（電話相談）おなやみ 088-833-0783  
相談時間 月～金曜日／9時～22時  
土・日・祝日／9時～20時  
年末・年始（12月29日～1月3日）  
◎休み

秘密は守られます。  
安心してご相談ください

### ◎こうち男女共同参画センター「ソーレ」 高知市旭町3丁目115番地

電話番号（一般相談） 088-873-9555  
相談時間 毎日（休館日を除く）／9時～17時

電話番号（予約電話） 088-873-9100  
相談区分 ○法律相談  
○こころの相談  
○男性のための悩み相談  
相談時間 第2、第4木曜日／14時～16時  
第1木曜日  
第1、第3火曜日／18時～20時  
第4水曜日

### ◎警察の相談窓口 [○警察本部総合相談室 ○最寄りの警察署]

電話番号 (代) 088-823-9110 #9110でも可  
※夜間・休日は、当直員が対応します。  
※各警察署の窓口は、生活安全担当課です。  
※身に危険がある等の緊急を要する場合は、最寄りの警察署に110番通報してください。

## V 地域で安心して暮らすことができる環境づくり

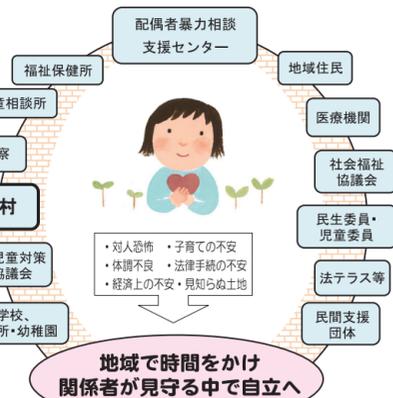
DV被害者が地域で安心して暮らすことができるよう、市町村や地域の関係機関等が連携し、地域全体で見守っていける環境を整えます。

### ●市町村の取組の強化を促す働きかけと支援の実施

地域の実情にあった基本計画の策定や、住民への意識啓発、相談窓口の周知等の取組への支援や、関係部署間の連携強化に向けた働きかけを行います。

### ●地域における支援ネットワークづくり

地域レベルのネットワークづくりを進め、地域での見守りによる、被害者の早期発見、通報、相談、自立につなげます。



## 高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 TEL. 088-823-9651 FAX. 088-823-9879  
メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/dvbousi.html

# 計画の基本的な考え方と取組内容

## 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者になることが多いことから、男女共同参画社会を形成していくうえで解決しなければならない重要な課題です。

DVは、配偶者や恋人等のごく親密な関係にある相手からの暴力であるため、外部の目が届きにくく潜在化しやすいうえ、暴力の程度や頻度がエスカレート、長期化していくことで、被害が深刻化しやすいという特徴もあります。

県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者暴力相談支援センターに位置づけている女性相談支援センターを中心に、関係機関との連携のもと、配偶者からの暴力の防止と、被害者の発見、保護から自立に向けた切れ目のない支援に取り組んできました。

このような取組により、県民のDVに対する認識が深まる一方で、平成26年度に実施した県民意識調査では、DV行為を経験した人のうち、「誰（どこ）にも相談しなかった」人が約4割を占めており、まだまだDVが潜在化している状況がうかがえます。

こうした中、現行の第2次DV被害者支援計画の計画期間が平成28年度末で終了することから、これまでの取組の成果や課題を整理したうえで、第3次計画を策定し、男女の人権が尊重され、DVをはじめとする暴力を許さない社会づくりの実現に向けて取り組みます。

## 2 計画の期間と進行管理

平成29年度から平成33年度までの5年間です。

この計画に基づく取組は、検証と見直しを行うとともに実施状況を毎年公表します。



## 3 計画の基本的認識

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- DVは、被害者のもとよりDVが行われる家庭の子どもやその他の家族の心身にも深刻な影響を及ぼすものです。被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利があります。
- DVの防止と、自立支援を含む被害者の適切な保護を図ることは、国、県、市町村の責務です。
- DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するためには、県民の皆さんをはじめ、国、県、市町村、民間団体等の連携と協力が不可欠です。

## 4 計画策定の視点と主な取組

### I 関係機関・団体間の連携のさらなる強化

DV被害者支援の取組は広範多岐にわたるため、公的機関と民間支援団体等の連携のさらなる強化に取り組めます。

- ブロック別DV関係機関連絡会議の開催**  
福祉保健所圏域ごとにブロック別DV関係機関連絡会議を開催し、関係者のDVに対する理解を深めるとともに、地域でのネットワークづくりを進めます。
- DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大**  
被害者への総合的な支援などに取り組んでいる「DV対策連携支援ネットワーク」の参加団体の専門性の向上や、参加団体の拡充など、支援の輪を広げていきます。

## 計画の体系

### <視点>

**I**  
関係機関・団体間の連携のさらなる強化

**II**  
教育と普及啓発のさらなる強化

**III**  
暴力の連鎖を断つための子どもへのケアの充実

**IV**  
一時保護所退所後のフォローアップの強化

**V**  
地域で安心して暮らすことができる環境づくり

### <基本の柱>

1 DVを許さない社会づくり

- (1) 関係機関・団体との連携等による取組の推進
- (2) DV防止のため教育・普及啓発
- (3) 若年層に対する予防教育の推進
- (4) 加害者への対応

2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり

- (1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備
- (2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の強化
- (3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上
- (4) 誰もが相談しやすい体制づくり

3 DV被害者の一時保護体制の充実

- (1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保
- (2) 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実
- (3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実

4 DV被害者の自立に向けた支援

- (1) DV被害者の生活再建
- (2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実

5 地域における取組の推進

- (1) 地域における見守り体制づくり
- (2) 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり
- (3) 地域における自立に向けた支援の取組

### <重点目標>

### <取組項目>

### <流れ>

- ① 関係機関・団体との連携強化
- ① 生涯にわたる人権教育の推進
- ② DV防止の意識啓発の推進
- ① 若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施
- ① 加害者への厳正な対応
- ② 加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施

- ① 配偶者暴力相談支援センターの周知
- ② DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備
- ① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上
- ② 相談員のメンタルヘルスケアの充実
- ③ 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化
- ④ 県その他機関との連携強化

- ① 各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上
- ② 職務関係者を対象とした人権研修の推進

- ① 配偶者暴力相談支援センターの周知
- ② 各種相談機関における相談機能の強化
- ③ 相談窓口のバリアフリー化
- ④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり

- ① 関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保
- ② 迅速かつ安全な一時保護の実施
- ③ DV被害者等に関する情報保護の徹底
- ④ 司法手続きに関する支援

- ① DV被害者の心理ケアの充実
- ② 子どもの心身のケアの充実
- ③ 保育、学習支援の充実
- ④ 災害に備えた体制づくり

- ① 一時保護所以外の保護できる場の確保
- ② 民間シェルターへの支援

- ① 一時保護所入所時からの継続した自立支援
- ② 各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援
- ③ 住宅の確保に向けた支援
- ④ 就労に向けた支援
- ⑤ 民間団体等による支援の拡充に向けた取組の実施

- ① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り
- ② 被害者及び子どもの心身の回復の支援
- ③ 地域での居場所づくり

- ① 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化【再掲】
- ② 関係機関等との連携強化に向けた取組

- ① 関係機関等との連携強化に向けた取組
- ① 生活再建に向けた見守り支援
- ② 子どもの健やかな成長の見守り

関係機関が連携して、まずは予防

早期発見・通報と相談の充実で、早めの手立て

安全・安心な場で、心身を回復

生活再建と自立に向けた支援

地域で継続的な見守り